

大学提案は、臨時人事院勧告への準拠・夏季賞与の一割削減

平成21年 5月14日

広島大学教職員組合執行委員長

橋本 博明 殿

広島大学理事（財務・総務担当）

河本 朝光

平成21年5月1日人事院臨時勧告への対応に関する団体交渉の申入れについて

平成21年5月1日付けで人事院より国会及び内閣に対し、平成21年6月に国家公務員に支給する期末手当・勤勉手当に関する特例措置等について臨時の勧告が行われ、5月8日の給与関係閣僚会議において、人事院勧告どおりの取扱いとする方針が決定され、その後開催された閣議において、その旨の報告が行われたところです。今後は、国家公務員に係る給与法等の改正法案が国会に提出され、審議される予定となっています。

併せて、独立行政法人、特殊法人等においても、今回の措置を踏まえ、期末手当・勤勉手当等について社会一般の情勢に適合したものとなるよう適切な措置を講ずることを要請する旨の内閣官房長官談話が発表され、これを受け、総務省行政管理局長から各府省官房長あてに、同様の趣旨の文書が発出されているところです。

については、本学の給与制度においても早急に対応する必要があるため、貴組合に対して当該勧告の内容を報告するとともに、本学の給与制度の改正の方向性について、「団体交渉に関する労働協約」（平成18年4月12日締結）第1条ただし書に基づき団体交渉を申し入れます。

【交渉資料】

- 資料1… 人事院勧告の概要（人事院作成）
- 資料2… 人事院勧告の骨子
- 資料3… 総務大臣談話（平成21年5月8日）
- 資料4… 内閣官房長官談話（平成21年5月8日）
- 資料5… 「独立行政法人における期末手当・勤勉手当等の取扱いについて」（平成21年5月8日付け、総務省行政管理局長から各府省官房長あての事務連絡）
- 資料6… 「公明党行政改革推進本部・総務部会による緊急申し入れについて」（平成21年5月13日付け、総務省行政管理局独立行政法人総括から各府省独立行政法人担当者あての事務連絡）等
- 資料7… 平成21年5月人事院臨時勧告への本学の対応案について

公務員ではないのに なぜ人事院勧告準拠？

大学は、人事院勧告が出てくるたびに、職員にマイナスになることは簡単に100%受け入れようとし、プラスになることは一部受け入れないとか、様々な理由を付けて全く取り入れようとしないものもあります。（地域手当アップ率は全面回答なし。所定労働時間短縮は渋っている状態。）

現在、組合からの様々な要求について労使で交渉を重ねていますが、この勧告が出るとすぐに大学は「人事院勧告に準拠することが最優先交渉課題だ」と言って、不誠実な対応をし始めました。



私たちには生活があります。ボーナスは生活給です。

職員とその家族の生活に直結したものです。ローンの返済や日々の生活費補填にしたり、過密で休みも取れない労働のご褒美にと楽しみにしている職員は少なくないはずです。

私たちの働き方は社会全体・国の経済にも大きく影響

大学の雇用制度は「同一価値労働・同一賃金」の原則から大きく外れており、ボーナスの無いパート職員や、低支給率のフルタイム職員が沢山います。常勤に賃金カットの制度が入れば、翌年度には非正規職員の制度に反映させてきます。

また、国家公務員の賃金水準は民間企業に影響します。広大の賃金制度は、県内の大学で働く教職員の制度の参考にされています。私たちの働き方は、社会全体に大きく影響を及ぼすのです。

「国で決まったから、来月のボーナスは1割カットだ！」と簡単に強行させてはいけません。

広島大学教職員組合・書記局連絡先（西条キャンパス内）

内線：（東広島 84-） 5390 直通 Tel/Fax : 082-422-7556 メール : union@hiroshima-u.ac.jp